

事 務 連 絡
令和 3年 7月 29日

関 係 各 位

白山市観光文化スポーツ部長

「感染拡大緊急事態」移行に伴う体育施設の休館について(通知)

酷暑の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、当市のスポーツ振興にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年7月28日の石川県で行われました第44回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県のモニタリング指標がステージ4「感染拡大緊急事態」に移行したことに伴い、県有施設等が7月31日から休園・休館することが決定しました。

本市においても、石川県より同様な措置を講ずるよう要請が発出されたことから、市内体育施設においても、下記のとおり感染対策措置を講ずることとし決定したので通知いたします。

なお、関係団体におかれましては、急なお願いとなりますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対 象 施 設 体育施設（屋内・屋外の全施設）
- 2 休 館 期 間 令和3年7月31日（土）から8月22日（日）まで
※国、県の新型コロナウイルス感染症対策の要請等により、期間及び感染対策措置については変更となる場合があります。
- 3 感染対策措置
 - ・原則、施設は休館とする。
但し、既に（令和3年7月29日までに）予約が完了しているものについては利用可能
 - ・休館期間中（7/31～8/22）の新規予約及び当日申請は受付しない。